## 屋久島町だいすき寄附条例

平成 20 年 3 月 31 日条例第 29 号

## 屋久島町だいすき寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、寄附金を財源として、寄附者の社会的投資に対する意向を具体化する ことにより、寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、個性豊かな活力あるまちづく りに資することを目的とする。

(事業の区分)

- 第2条 前条に規定する寄附者の社会的投資を具体化するための事業は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 世界自然遺産をはじめとする地域の環境保全に関する事業
  - (2) 子育てや教育に関する事業
  - (3) 人口減少への対策となる事業(定住促進や婚活事業等)
  - (4) 地域の活性化を支援する事業 (産業支援、集落視線、創業支援等)
  - (5) 地域の消防・防災対策に関する事業

(基金の設置)

第3条 寄附者から収受した寄附金を適正に管理運用するため、屋久島町 だいすき基金 (以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第4条 基金として積み立てる額は、第1条の目的に対し寄附された寄附金の額とする。 (寄附金の使途指定等)
- 第5条 寄附者は、第2条に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する 事業をあらかじめ指定できるものとする。
- 2 寄附金のうち前項に規定する事業の指定がないものについては、町長が当該事業の指 定を行うものとする。
- 3 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用に当っては、寄附者の意向 が反映されるよう十分配慮しなければならない。

(管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保 管しなければならない。

(運用益金の処理)

第7条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入 するものとする。

(処分)

第8条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条に規定する事業に要する費用に充

てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第9条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を 定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第5号) この条例は、平成30年4月1日から施行する。